

令和元年度 第2回伊賀市文化財保護審議会事項書
日時 令和元年12月27日(金)午後2時～午後4時
場所 伊賀市上野図書館2階視聴覚室

1. 開会挨拶

2. 報告事項

『市指定有形文化財(建造物)旧上野市庁舎保存活用計画』策定にかかる経緯と
経過

3. 協議事項

(1) 『市指定有形文化財(建造物)旧上野市庁舎保存活用計画』について

①内容説明

②現地確認

③今後のスケジュール

(2) その他

4. その他

5. 閉会挨拶

令和元年度 第2回伊賀市文化財保護審議会 出席名簿

伊賀市文化財保護審議会委員

滝井利彰 (建造物)

四辻秀紀 (美術工芸)

福田良彦 (民俗)

瀧川和也 (彫刻)

穂積裕昌 (史跡・考古資料)

平山大輔 (天然記念物)

伊賀市教育委員会

教育長

谷口修一

事務局

中林靖裕 事務局長

笠井賢治 文化財課長

福島伸孝 主幹

其道和也 主査

伊賀市文化財保護条例（平成16年11月1日条例第271号）

最終改正：平成30年9月28日条例第39号

改正内容：平成30年9月28日条例第39号 [平成30年9月28日]

第9章 伊賀市文化財保護審議会

（設置及び任務）

第52条 教育委員会に伊賀市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらのことに関する建議する。

（委員等）

第53条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第54条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議を行う期間とする。

（会長及び副会長）

第55条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第56条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第56条の2 審議会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

（雑則）

第57条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

◆市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画の策定について

1. 計画策定の目的

市指定有形文化財旧上野市庁舎を保存するとともに活用することにより後世に継承していくため、「市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画」を策定しています。

計画の内容は、旧庁舎が持つ価値を精査し、文化財の保存と活用にかかる基本方針を定め、「保存」(文化財の価値を守るために保存するところ)・「保全」(維持及び保全するところ)・「その他」(活用又は安全性向上のため改変が許されるところ)の区分けを専門家の指導・助言を得ながら行っています。

2. 計画策定の経過

8月から文化庁の保存活用計画作成マニュアルや先行の計画書を検討し、図面の検討や現地の写真撮影等を行い、9月末に素案を作成しました。また、市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会を設置しました。

11月10日に第1回計画策定検討委員会を開催し、作成した素案について指導・助言を得ました。

12月23日に第2回の計画策定検討委員会を開催し、第1回の計画策定検討委員会で得た指導・助言をふまえた修正案を提示して指導を受け、計画策定の原案を作成しました。

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会

委員長：菅原洋一（三重大学名誉教授・前三重県文化財保護審議会会長）

副委員長：畠中重光（三重大学大学院工学研究科長・工学部長建築学専攻教授）

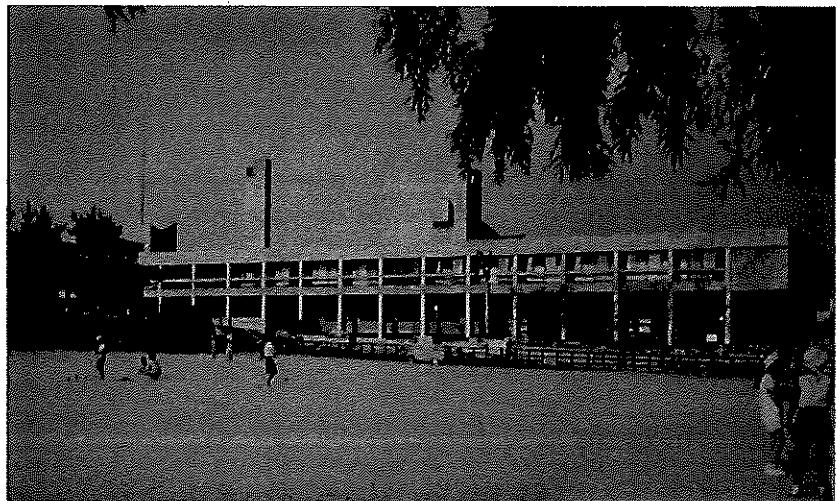
鰐坂徹（鹿児島大学大学院理工学研究科建築学専攻教授）

3. 計画策定にかかるスケジュール

令和元年 12月 23日	第2回市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会 ・専門家の指導・助言、素案の再修正と原案作成
令和元年 12月 27日	「旧上野市庁舎保存活用計画」(原案)の提示・審議 ・伊賀市文化財保護審議会
令和2年 1月中旬	「旧上野市庁舎保存活用計画」の承認 ・伊賀市教育委員会定例会

2019. 12. 26

伊賀市指定有形文化財（建造物）
旧上野市庁舎保存活用計画
(第1版) (案)



2020年1月
伊賀市教育委員会